平成２１年（フ）第１３４３１号
北海道釧路郡釧路町睦５丁目２―18―１―105
債務者　大内はれみ
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４３２号
新潟県新潟市中央区女池上山３丁目18―37―２
債務者　松澤　　明
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４３３号
埼玉県越谷市東越谷６丁目102―101
債務者　岸本　　司
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４３４号
東京都葛飾区西水元２丁目11―４―Ｉ―202
債務者　仲林　　厚
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４３５号
千葉県千葉市花見川区さつきが丘２丁目10―21―508　冨田知子方、住民票上の住所千葉県四街道市大日2055―５
債務者　山田　　浩
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４３８号
広島県広島市安佐南区高取北１丁目44―３
債務者　澄田　昌美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４３９号
東京都葛飾区柴又１丁目６―17―104
債務者　猪野　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４０号
東京都足立区谷中１丁目25―13―202
債務者　浅野美喜男
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４１号
東京都八王子市諏訪町16―８
債務者　水谷　　操
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４３号
東京都足立区西新井栄町１丁目４―23
債務者　高橋　直美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４４号
東京都足立区西新井５丁目６―18
債務者　関口美貴子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４６号
千葉県匝瑳市栢田7952―111
債務者　伊藤　靖子（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４７号
神奈川県川崎市幸区南加瀬２丁目14―18―Ｃ―206
債務者　鈴木　義行
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４８号
神奈川県横浜市西区平沼１丁目40―９―1016
債務者　奥村　隆二
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４９号
静岡県裾野市平松１―103―105、住民票上の住所静岡県裾野市平松103―１―103
債務者　芝　　善孝
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部